

[2019年5月版]

東京都商工会議所連合会の労災上乗せ補償プラン



労災上乗せ共済

このパンフレットには〈2019年5月版 東京商工会議所 労災上乗せ共済 別紙〉がついています。併せてお読みください。

労働災害総合保険

確かな安心感が
明日の企業の繁栄をお約束します

東商会員の皆さまへ

● 保険料は **約 55% 割引!** ※

※割引率は保険料および過去の損害率により変動します。このため加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

● ご加入者は、東京都商工会議所連合会に属する商工会議所会員で、政府労災保険等に加入されている施設・事業所になります。

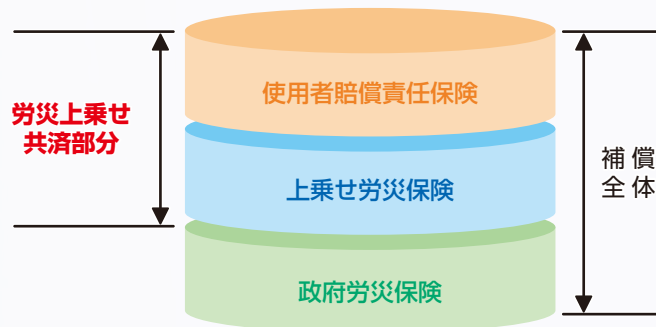
● 無記名方式で年令制限もなく、政府労災保険等で給付を受けることができる全ての被用者が対象となります。
臨時雇用、アルバイト、パート、季節労働者も含むことができます。

※保険料は全額損金に算入できます。(2018年11月現在)

保険期間 2019年5月20日(午後4時)～
中途加入も可能です。 2020年5月20日(午後4時)

東京商工会議所 労災上乗せ共済とは

- 昭和 60 年に、会員企業の皆さまの労働災害リスクに備える共済として発足した制度で、個別にご加入されるより低廉な保険料でご加入できます。
- 会員企業の皆さまが従業員等に対して負う労働災害での災害補償責任、賠償責任のうち、労働者災害補償保険(以下「政府労災保険」といいます。)における給付金の不足部分を補い、従業員本人やその家族が十分な補償を受けられるように備えるための共済制度です。
- この共済は、右の補償イメージのとおり「上乗せ労災保険」と「使用者賠償責任保険」の 2 つの保険で形成されています。



各種補償（下記補償の対象事故は、いかなる場合も政府労災保険等からの給付を受けた場合のみとなります）

上乗せ労災保険（法定外補償条項）

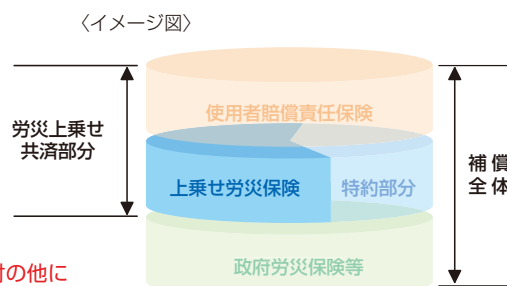
- この保険は、貴事業所（補償の対象となる方をいいます。以下「被保険者」といいます。）の従業員（以下「被用者」といいます。）が業務上または通勤途上の災害（注1）により身体に障害（死亡、後遺障害を含みます。以下同様とします。）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が法定外補償規定等（注2）に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことにより被る損害を補償するための保険です。

（注1）通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

（注2）法定外補償規定等とは、被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

- 支払限度額は死亡、後遺障害および休業補償ごとに3ページのセットパターンからご選択いただくか、任意で設定いただけます。

〈注〉下記の「保険金をお支払いしない主な場合」のように、地震・噴火・津波や職業性疾患などの労働災害の場合には、政府労災保険等の給付を受けた場合であっても保険金はお支払いできません。



お支払いする保険金

次の保険金について、ご加入時の約定に基づきお支払いします。

※業務上、業務外、通勤災害時、後遺障害等級、休業日数等の認定は、政府労災保険等の認定に従います。

（1）死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害（注1）によって死亡した場合にお支払いする保険金です。

（2）後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害（注1）によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。

（3）休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害（注1）による負傷によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分（注2）を限度とします。

（注1）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

（注2）休業補償日数特約（362日）・休業補償日数特約（727日）または休業補償日数特約（1,457日）のいずれかをセットし、日数を変更することもできます。

*なお、お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等に基づく災害補償金の支払責任額を上限として、この保険の支払限度額の範囲内でお支払いします。被保険者が保険金の全部または一部を被用者に対して支払わなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。

保険金をお支払いしない主な場合

『東京都商工会議所連合会の上乗せ労災補償プラン「労災上乗せ共済」パンフレット別冊』2ページをご覧ください。

主な特約 基本補償ではお支払いの対象とならない場合の一部を、復活して補償する主な特約です。

天災危険補償特約

（注）この特約の追加保険料には、過去の損害率による割引の適用は受けられません。

- 基本補償では補償対象外の、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた労働災害により被った身体の障害について、基本補償で設定した支払限度額の50%をこの特約の支払限度額として設定し、保険金をお支払いする特約です。

下請負人補償特約

（注）建設関係事業を営まれている会員企業のみがセットできる特約です。

- 建設関係事業（業種コード31～38）のご加入者の場合、補償する被用者の範囲に下請負人またはその被用者を追加する特約です。

通勤災害補償特約（全ての加入コースにセットされています。）

- 基本補償について通勤途上の災害を補償する特約です。

構内下請業者補償特約

（注）製造業等の継続事業を営まれている会員企業がセットできる特約です。

- ご加入者の施設構内で継続的に、専らご加入者の下請負業務を行う業者を記名し、補償の対象に含める特約です。

特別加入者補償特約

- 中小事業主等（政府労災保険第一種特別加入者）・一人親方（政府労災保険第二種特別加入者）等の、政府労災保険に特別加入している方を補償の対象に含める特約です。

*その他特約については、取扱代理店にお尋ねください。

使用者賠償責任保険（使用者賠償責任条項）

●政府労災保険等の対象となる被用者の労働災害について、被保険者が被災した被用者または遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負うことがあります。このような場合に被保険者が負担する法律上の損害賠償金が次の①から④に掲げる金額の合計額を超える場合に、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

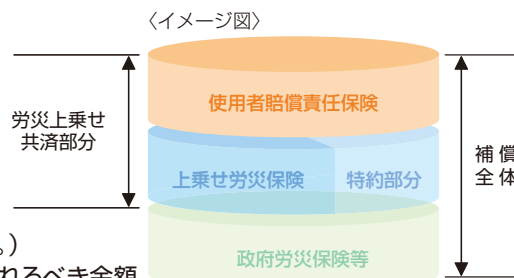
- ① 政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
- ② 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 法定外補償規定等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額
- ④ あらかじめ定めた免責金額

●被用者の労働災害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために負担する費用について保険金をお支払いします。

◆法律上の損害賠償責任を負う労働災害とは…

次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- a. 漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害（工作物責任）
- b. 工作機械に安全装置が付いていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害（労働契約上の債務不履行責任）
- c. フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害（使用者責任）



お支払いする保険金

(1) 被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金（注1）

① 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等

政府労災保険等および法定外補償規定等による給付の超過額が対象となります。（給付が年金の場合は一時金に換算します。）

② 慰謝料

法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします（政府労災保険では慰謝料は給付の対象となっておりません。）。

（注1）政府労災保険等に代わって自動車損害賠償責任保険等で支払われる場合は、その超過額が対象となります。

(2) 賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

① 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（注2）

② 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

③ 被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用

④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

（注2）被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用には弁護士報酬を含みます。

※被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

保険金をお支払いしない主な場合

『東京都商工会議所連合会の上乗せ労災補償プラン「労災上乗せ共済」パンフレット別冊』2ページをご覧ください。

制度の取扱い

●保険料の払込方法

保険料のお支払いは一時払が基本となります。年間（暫定、確定）保険料が原則 12 万円以上（月換算で 1 万円以上）となる場合は、分割払のご選択もできます。保険料分割による割増はかかりません。

一時払・分割払：保険料は預金口座より自動的に引き落としさせていただきます。補償開始日の翌々月23 日が口座からの引き落とし日になります。

●保険料確定特約について

保険料確定特約のセットを基本といたします。保険料確定特約（前年度の告知対象期間の実績を算出の基礎として保険料を算出（確定）し、保険期間終了後の確定精算を省略）をセットすることにより、確定精算手続きを省略することが可能です。ご加入時に、把握可能な最近の告知対象期間実績をご報告ください。ただし、保険料確定精算方式もごございます。

※前年度の告知対象期間の実績がない場合には、保険料確定特約をセットすることができません。

「労災上乘せ共済」のご加入について

保険の対象となる被用者（従業員）の範囲

- 政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者が対象となります。臨時雇用、アルバイト、パート、季節労働者等も含むことができます。
- 建築関係事業（業種コード31～38）のご加入者の方は下請負人またはその被用者も対象とすることができます。（特約のセットが必要です。）
- 政府労災保険に特別加入されている方も加入できます。（特約のセットと記名が必要です。）

加入パターンとコース

支払限度額			
上乘せ労災保険 (業務上災害、通勤災害、休業損害)	Aパターン	Bパターン	Cパターン
死亡に対する法定外補償保険金	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
後遺障害に対する 法定外補償保険金	1 級	3,000 万円	2,000 万円
	2 級	3,000 万円	2,000 万円
	3 級	3,000 万円	2,000 万円
	4 級	2,400 万円	1,600 万円
	5 級	2,100 万円	1,400 万円
	6 級	1,800 万円	1,200 万円
	7 級	1,200 万円	800 万円
	8 級	600 万円	400 万円
	9 級	480 万円	320 万円
	10 級	360 万円	240 万円
	11 級	240 万円	160 万円
	12 級	180 万円	120 万円
	13 級	120 万円	80 万円
	14 級	60 万円	40 万円
休業に対する法定外 補償保険金 1日につき	3,000 円	2,000 円	1,000 円

天災危険補償特約
(業務上災害、通勤災害、休業損害)

**上乘せ労災保険の
各支払限度額の50%の額**
※使用者賠償責任保険には
適用されません。

使用者賠償責任保険

被災した 被用者 1名につき (支払限度額)	1億円	1労働災害 につき (支払限度額)	3億円
---------------------------------	-----	-------------------------	-----

加入コースイメージ

上乘せ労災保険	天災危険補償特約	使用者賠償責任保険
○	×	×
○	○	×
○	×	○
○	○	○

*A1～C4からご加入コースをお選びください。

*コース型以外の補償内容でご加入いただくこともできます。

*法定外補償規定等を設けている場合は、同規定に合わせて支払限度額をご設定ください。

*使用者賠償責任保険に単独でのご加入を希望される場合には、取扱代理店へご相談ください。

建設業の皆さまへ

経営事項審査制度でプラス評価されるためのポイント

補償内容は以下の3つの条件を満たす必要があります。

- ①被保険者の範囲が、申請者の直接の雇用関係にある従業員の他、全下請負人を含むことが契約上明らかであること。（下請負人補償特約をセットします。）
- ②死亡および政府労災保険の障害等級の第7級までが最低限補償の対象となっていること。
- ③業務上災害だけでなく、通勤災害も補償の対象となっていること。（通勤災害補償特約をセットします。）

保険料の目安は4ページをご覧ください

主な業種コード別年間保険料の目安(1名あたり年間保険料)

*) すべての業種が記載されておりませんのでご了承ください。業種コードは、政府労災保険の業種コードです。

加入コース		A1	B1	C1	A2	B2	C2	A3	B3	C3	A4	B4	C4
コース説明		使用者賠償責任保険+上乗せ労災保険 (天災危険補償特約)			使用者賠償責任保険+上乗せ労災保険			上乗せ労災保険 (天災危険補償特約)			上乗せ労災保険		
業 種 名	コード	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力発電施設	31	141,480	105,790	71,180	104,250	80,980	58,770	111,990	74,650	37,330	74,760	49,840	24,920
道路新設	32	78,020	58,720	40,040	57,860	45,290	33,320	60,790	40,520	20,260	40,630	27,090	13,540
ほ装工事	33	63,880	46,270	29,020	45,850	34,260	23,010	54,400	36,260	18,130	36,370	24,250	12,120
鉄道・軌道新設	34	51,570	41,260	31,570	40,370	33,800	27,840	33,910	22,610	11,300	22,710	15,150	7,570
建築	35	55,210	40,510	26,170	40,090	30,440	21,130	45,670	30,440	15,220	30,550	20,370	10,180
機械装置組立・据付	36	63,500	46,430	29,740	45,950	34,730	23,890	52,970	35,310	17,650	35,420	23,610	11,800
その他建設	37	87,150	65,820	45,180	64,810	50,930	37,740	67,330	44,890	22,430	44,990	30,000	14,990
既設建築物設備工事	38	55,210	40,510	26,170	40,090	30,440	21,130	45,670	30,440	15,220	30,550	20,370	10,180
食料品	41	16,070	12,290	8,670	12,170	9,700	7,370	12,010	8,000	4,000	8,110	5,410	2,700
繊維	42	18,210	15,060	12,200	14,750	12,760	11,050	10,680	7,110	3,560	7,220	4,810	2,410
製糸	43	9,910	7,940	6,110	7,860	6,580	5,430	6,470	4,300	2,160	4,420	2,940	1,480
木材・木製品	44	76,110	64,010	53,170	62,220	54,760	48,540	41,990	27,980	14,000	28,100	18,730	9,370
パルプ・紙	45	42,600	33,720	25,350	33,070	27,370	22,180	28,900	19,260	9,630	19,370	12,910	6,460
印刷・製本	46	15,080	12,090	9,300	11,900	9,980	8,240	9,850	6,560	3,290	6,670	4,450	2,230
化学	47	20,560	15,690	11,020	15,510	12,330	9,340	15,450	10,290	5,150	10,400	6,930	3,470
ガラス・セメント	48	17,980	14,130	10,500	13,930	11,440	9,150	12,450	8,290	4,150	8,400	5,600	2,800
その他窯業・土石製品	49	35,500	29,400	23,830	28,680	24,860	21,560	20,770	13,840	6,920	13,950	9,300	4,650
金属精錬	50	36,960	28,680	20,780	28,200	22,850	17,860	26,580	17,720	8,860	17,820	11,890	5,940
非鉄金属精錬	51	34,730	27,100	19,860	26,650	21,720	17,170	24,550	16,360	8,180	16,470	10,980	5,490
金属材料品	52	70,020	54,420	39,570	53,420	43,360	34,040	50,100	33,390	16,700	33,500	22,330	11,170
鋳物	53	51,890	42,170	33,150	41,180	35,040	29,580	32,430	21,620	10,810	21,720	14,490	7,240
金属製品・金属加工	54	59,730	45,590	31,960	44,860	35,680	27,010	44,920	29,950	14,960	30,050	20,040	10,010
めっき	55	30,620	24,920	19,660	24,380	20,770	17,580	19,020	12,670	6,340	12,780	8,520	4,260
機械器具	56	27,580	21,030	14,730	20,760	16,490	12,460	20,770	13,840	6,920	13,950	9,300	4,650
電気機械器具	57	8,510	6,500	4,580	6,490	5,160	3,910	6,370	4,240	2,120	4,350	2,900	1,450
輸送用機械器具	58	18,380	14,200	10,190	14,020	11,300	8,740	13,380	8,920	4,450	9,020	6,020	3,000
計量器・光学機・時計等	60	8,030	6,040	4,120	6,050	4,730	3,460	6,250	4,160	2,080	4,270	2,850	1,420
その他の製造	61	36,300	31,070	26,520	30,210	27,020	24,490	18,590	12,370	6,190	12,500	8,320	4,160
陶磁器製品	62	35,890	29,800	24,280	29,070	25,260	22,010	20,770	13,840	6,920	13,950	9,300	4,650
洋食器・刃物手工業	63	76,620	63,420	51,350	61,750	53,510	46,400	44,920	29,950	14,960	30,050	20,040	10,010
貴金属・装身具・皮革	64	31,530	26,040	21,050	25,440	21,990	19,020	18,590	12,370	6,190	12,500	8,320	4,160
交通運輸	71	19,930	15,240	10,720	15,060	12,000	9,100	14,910	9,940	4,960	10,040	6,700	3,340
貨物取扱	72	42,160	32,390	23,010	31,880	25,540	19,590	31,160	20,770	10,380	20,880	13,920	6,960
港湾貨物取扱	73	97,060	75,730	55,460	74,260	60,540	47,860	68,700	45,790	22,900	45,900	30,600	15,300
湾岸荷役	74	150,860	123,580	98,460	120,390	103,280	88,310	91,720	61,130	30,570	61,250	40,830	20,420
船内荷役	75	221,110	181,040	144,120	176,320	151,190	129,190	134,670	89,770	44,890	89,880	59,920	29,960
電気・ガス・水道	81	15,570	11,730	8,040	11,650	9,130	6,740	12,060	8,030	4,010	8,140	5,430	2,710
清掃・火葬と畜	91	27,470	20,280	13,290	20,110	15,380	10,840	22,390	14,920	7,460	15,030	10,020	5,010
ビルメンテナンス	93	8,750	6,580	4,490	6,580	5,140	3,770	6,820	4,540	2,270	4,650	3,100	1,550
その他各種事業	94	7,800	5,580	3,400	5,630	4,140	2,680	6,820	4,540	2,270	4,650	3,100	1,550
倉庫業・警備業	96	7,760	5,530	3,350	5,590	4,090	2,630	6,820	4,540	2,270	4,650	3,100	1,550

本表の見方

- 注1) 上表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも人数倍の保険料とはなりませんので、ご注意ください。貴事業所向けの正確な保険料は、改めて計算のうえ、ご案内させていただきます。
- 注2) 業種コードが複数の場合は、コードごとに算出した保険料の合計となります。
- 注3) 天災危険補償特約は、「上乗せ労災保険」にセットされ拡張補償します。使用者賠償責任保険については天災危険補償特約の補償対象外ですのでご注意ください。「天災危険補償特約」の支払限度額は、上乗せ労災保険(業務上災害、通勤災害、休業損害)の支払限度額の50%です。
- 注4) 上記「上乗せ労災保険」では、業務上災害、通勤災害ならびに休業損害が補償されています。「業務上災害」「通勤災害」の支払限度額は同額です。
- 注5) 上記「加入コース」による加入を原則としていますが、単位定率型も含めコース外での加入も可能です。
- 注6) 建設関係(事業業種コード31～38)については、年間包括契約に限ります。また被用者の範囲を下請負人まで拡大する場合は、特約のセットが必要です。(上表の保険料は、特約をセットした場合のものです。)
- 注7) 業種コード31～38については、保険期間中の1工事あたりの平均請負金額が1億円超である場合には、割引の対象となります。
- 注8) 業種コード21～26、41～66、71～99については、「被用者数(250名超)による割引規定」の適用が可能です。
- 注9) 保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社にご提出いただきます。確定した賃金総額、または平均被用者数に基づき算出された保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。ただし、「保険料確定特約」がセットされたご契約は除きます。

共同保険契約に関するご説明

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

◆共同保険契約分担表

募集代理店所属会社の 引受割合(%)	左記以外の保険会社の引受割合(%)				合 計 (%)
	三井住友海上	東京海上日動	損害保険ジャパン日本興亜	あいおいニッセイ同和損保	
三井住友海上 96.6		1.4	1.0	1.0	100.0
東京海上日動 81.4	16.6		1.0	1.0	100.0
損害保険ジャパン日本興亜 81.0	16.6	1.4		1.0	100.0
あいおいニッセイ同和損保 81.0	16.6	1.4	1.0		100.0

(注) ご加入する際の引受保険会社にかかわらず、ご契約の幹事保険会社は三井住友海上です。

ご注意

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- 申込時は、加入申込票に必要事項を記入の上、東京商工会議所までご提出ください。ご不明な点につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

労災上乗せ共済にご加入の皆さまへ

ココロとカラダの安心メニュー

労災上乗せ共済では、ご加入事業所の人事労務部門ご担当者や従業員の皆さまに向けて、メンタルヘルスや生活相談等にお答えする「ココロとカラダの安心メニュー」をご提供しています。

人事マネジメントや従業員のメンタルヘルス対策に役立つツールとしてご活用ください。



【人事労務部門担当者向けサービス】

人事労務部門担当者向けサービス	・ マネジメントサポート ・ リハビリテーションサポート	・ 産業医サポート ・ 職場復帰サポート
-----------------	---------------------------------	-------------------------

【従業員向けサービス】

健康・生活サポートサービス	・ 健康・医療相談 ・ 介護相談 ・ マタニティ・育児相談 ・ 健康管理相談 ・ 栄養・バランスを考えた冷凍食宅配 ・ 健康チェックサポートサービス	・ 専門医の紹介・紹介状発行 ・ 医療機関紹介 ・ 公的給付・税金相談 ・ 法律相談 ・ 犯罪トラブル・悪質行為の相談
メンタルヘルス相談サービス	・ メンタルヘルス電話カウンセリング ・ メンタルヘルス面接カウンセリング	・ メンタルITサポート ・ WEB相談

- 『ココロとカラダの安心メニュー・エントリーシステム』URL

<https://www.ms-entry-system.jp/login>

- ご利用方法等の詳細は「労災上乗せ共済」パンフレット別冊8ページに掲載しておりますので、ご参照ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険契約者 東京都商工会議所連合会

制度運営 東京商工会議所 共済センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 TEL 03-3283-7909 FAX 03-3283-7991

引受損害保険会社 幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6693 FAX 03-3259-7218

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都商工会議所連合会「労災上乗せ共済制度」幹事代理店

株式会社 東商サポート&サービス TEL03-3213-3847 FAX03-3283-7768 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

取扱代理店(ご相談・お申込先)